

女性起業サポート業務  
公募型プロポーザル実施要領

平成29年5月

川西市 市民生活部 生活活性室 産業振興課

## 1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、女性起業サポート業務の委託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

なお、本業務に係る委託事業者選定にあたっては、本市の地方版総合戦略である「あんばい ええまち かわにし創生総合戦略」に掲げられている「新たな仕事と雇用の創出」を推進するにあたり、効果的・効率的に進めるために、専門的な知識、技術力、企画力を踏まえた提案のもと、価格以外の要素を含めて総合的な判断をする必要があることから、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の委託の候補者として選定することを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

女性起業サポート業務

### (2) 業務内容

別添「女性起業サポート業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期限

契約締結の日から平成30年3月31日まで

### (4) 委託上限額

1,500,000円(消費税および地方消費税を含む。)

## 3 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 本市の一般(指名)競争入札参加資格審査書を提出し受理された者であり、かつ、一般(指名)競争入札参加資格の指名停止を受けていない者であること。
- (2) 応募の締め切り日において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき構成手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又はその構成員でないこと。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としない者であること。
- (6) 関西地方に本社あるいは支店等を設置する法人であること。

( 7 ) 創業支援に関するセミナー等の実績を有する者であること。

#### 4 参加表明書の作成要領等

本業務の企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

##### ( 1 ) 参加表明に必要な書類

参加表明書 ( 様式 1 )

会社概要 ( 様式自由、ただし A 4 版とする。 )

会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先 ( 担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス ) を必ず記載すること。

業務実績 ( 様式 2 )

業務の実施体制 ( 様式 3 )

配置予定者 ( 様式 4 )

業務実績としての報告書等

##### ( 2 ) 資料記載上の留意事項

( 1 ) の「会社概要」の記載事項を証する書類等を添付すること。

#### 5 参加表明書の提出

( 1 ) 提出期限：平成 29 年 5 月 18 日 ( 木曜日 ) 午後 4 時 30 分

( 2 ) 提出場所：〒 666-8501 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号

川西市市民生活部 生活活性室 産業振興課 担当：四方田・武藤

電話：072-740-1162 FAX：072-740-1332

E-mail：kawa0181@city.kawanishi.lg.jp

( 3 ) 提出部数：1 部

( 4 ) 提出方法：郵送 ( 締切日必着 ) 又は持参によること。

#### 6 企画提案書の作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

##### ( 1 ) 企画提案に必要な書類

企画提案書 ( 様式 5 )

企画提案 ( 様式自由、ただし A 4 版とし、全体で概ね 6 枚以内とする。 )

次の提案課題ごとに簡潔に記載すること。

提案課題 1：女性起業サポート業務委託仕様書の 2. 委託業務内容に記載の各内

容に必要だと考えられる支援に関する基本的な考え方について  
提案課題 2 : 提案課題 1 に記載の支援を効果的に行うための具体的な内容や実施回数について ( 受講者向け配布資料の添付可 )  
提案課題 3 : 業務の実施方針、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するにあたって配慮すべき事項及び P R したいことについて  
工程表 ( 様式自由、ただし A 4 版 1 枚とする。 )  
現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。  
業務参考見積 ( 様式自由、ただし A 4 版とする。 )  
業務の内容 ( 案 ) により、業務内容のそれぞれについて、内訳がわかるように見積もること。また、金額は税込みとすること。

## ( 2 ) 質問の提出および回答

質問は、電子メール ( 着信を確認すること。 ) によるものとする。ただし、参加表明書及び企画提案書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

提出様式 ( 様式 6 )

提出場所 : 5 ( 2 ) に同じ

提出期限 : 平成 2 9 年 5 月 1 5 日 ( 月曜日 ) 午後 4 時 3 0 分

回答方法 : 提出された質問に対する回答は、提出期限の翌日から起算して 3 日以内に質問者に対して電子メールにより行う。

## 7 企画提案書の提出

( 1 ) 提出期限 : 平成 2 9 年 5 月 2 6 日 ( 金曜日 ) 午後 4 時 3 0 分

( 2 ) 提出場所 : 5 ( 2 ) に同じ

( 3 ) 提出部数 : 9 部 ( 押印が必要なものについては、正本 1 部のみ押印し、残りの 8 部は複写可とする。 )

( 4 ) 提出方法 : 持参

## 8 企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリング

次により企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### 実施内容

平成 2 9 年 6 月 2 日にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

プレゼンテーションは 1 社ずつの呼び込み方式とし、1 社の持ち時間は、基本的に説明 2 0 分、質疑応答 1 0 分の計 3 0 分とする。

プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料

の追加配布は認めない。

プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて4名までとする。当業務に従事しない者の出席は認めない。

## 9 企画提案書の特定

当市において審査委員会を設置し、同委員会の審査を経て、本業務について最も適切なものを特定する。

### (1) 企画提案書等の評価項目

参加表明書、企画提案書およびヒアリングの内容に関する評価は、次の各項目について総合評価方式により行う。

会社の業務実績

業務の実施体制および配置予定者の業務実績、経験、手持ち業務の状況等

取組方針の妥当性、地域特性の把握および活用度、的確性、取組意欲、質問に対する応答の明快性

業務参考見積の金額の妥当性および提案内容との整合性

### (2) 企画提案書等の評価割合および基準

評価割合および基準は、次のとおりとする。

評価項目 評価割合 評価基準

会社の業務実績 10 / 100 (表1)

実施体制、配置予定者の能力等 20 / 100 (表1)

企画提案・ヒアリングの内容 50 / 100 (表2)

業務参考見積 20 / 100 (表2)

### (3) 候補者の特定

企画提案書の内容およびプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、各評価者の評価点の合計を加算し順位をつけ、最高得点者を実施事業者候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、評価者の合議により順位を決定する。結果については、特定後速やかに、理由等を添えて全提案者に文書にて通知する。

## 10 契約の締結

9により特定された本委託業務の候補者として選定された事業者(受託候補者)と契約の交渉を行うものとする。内容について合意の上、契約の交渉を行うものとする。契約交渉が不調のときは、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。なお、契約の時期は、地方創生交付金の交付決定後とする。

( 1 ) 契約書作成の要否

要する。( 委託の内容は締結される委託契約書によるものとする。 )

( 2 ) 支払い

支払いは、全ての業務完了に伴う完了検査後に行うものとする。

1 1 企画提案書等の無効

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、当市において審査の上、企画提案書等を無効とする。

( 1 ) 企画提案書の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

( 2 ) 企画提案書の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

( 3 ) 企画提案書の提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

( 4 ) 企画提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

( 5 ) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当した場合

( 6 ) 本要領に定められた以外の手法により、委員会委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合

( 7 ) 企画提案書の提出期限以降において、指名停止の措置を受けた場合

( 8 ) 本要領に違反又は逸脱した場合

( 9 ) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

1 2 その他

( 1 ) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

( 2 ) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

( 3 ) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書の複製、保存等を行う。

( 4 ) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

( 5 ) 参加表明書及び企画提案書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

( 6 ) 応募書類については、川西市公文書公開条例(平成 4 年川西市条例第 8 号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

( 7 ) 本プロポーザルの実施スケジュール(案)は次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル参加者の募集	平成29年5月10日(水)～5月18日(木)
質問受付期間	平成29年5月10日(水)～5月15日(月)
参加資格確認・提案書要請	平成29年5月19日(金)
企画提案書の受付期間	参加資格審査結果通知日～5月26日(金)
プレゼンテーション	平成29年6月2日(金)
審査結果の通知	平成29年6月5日(月)
見積書徴収	平成29年6月7日(木)
契約書締結	地方創生交付金の交付決定後の契約になります